

沖縄特産販売株式会社に対する 景品表示法に基づく措置命令 (令和4年6月1日消費者庁、内閣府沖縄総合事務局) 公正取引室による調査



消費者庁は、令和4年6月1日、沖縄特産販売株式会社(以下「沖縄特産販売」といいます。)に対し、同社が供給する「養力珪素」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

不当表示のあったダイレクトメールの一部

違反事業者

沖縄特産販売は、沖縄県豊見城市に本社を置き、健康食品の製造、販売等を営む事業者です。

違反事実の概要

<表示>

ダイレクトメールや自社商品同梱チラシにおいて、「しみ、しわ解消」など表示することにより、あたかも本件商品を取扱等すれば、珪素の作用により様々な効果が得られるかのように表示していました。

<実際>

消費者庁が、沖縄特産販売に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は資料を提出せず、不当表示とみなされました。

措置命令の概要

消費者庁は、沖縄特産販売に対して、再発防止措置や将来の不作為を命じました。

記者会見の様子



「どっきん」

6月1日、公正取引室長と食品表示対策室長は記者会見を開き、本件について、詳しく説明を行いました。



(左から)内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室長、消費者庁表示対策課食品表示対策室長
[場所] 沖縄総合事務局2階共用D・E会議室

総務部公正取引室では、景品表示法に違反する不当表示の調査のほか、未然防止のため事業者からの相談も受け付けています。

【お問合せ先】総務部 公正取引室 ☎098-866-0049

